



## 伊予市新型コロナウイルス感染症緊急対策 固定資産税相当額給付金 申請要領

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛要請等によって売上げの急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、事業者が所有する店舗等に係る固定資産税の全部または一部に相当する額を市が給付金として交付します。

### 対象者

次の(1)～(9)の要件をすべて満たす事業者が対象となります。

- (1) 市内に居住する個人事業主または市内に主たる事業所を有する資本金 10 億円未満の中堅企業、中小企業法人、小規模事業者
- (2) 自らが市内に所有する土地・家屋で事業を営んでいる方
- (3) 日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）のうち、次に該当する業種の方

対象業種		※ただし、中分類のうち この業種は対象外
大分類	中分類	
D. 建設業	すべて	—
E. 製造業	すべて（9～32の業種）	—
H. 運輸業、郵便業	43. 道路旅客運送業	42、44～49の業種
I. 卸売業、小売業	50～60の業種	61. 無店舗小売業
K. 不動産業、物品賃貸業	70. 物品賃貸業	68、69の業種
M. 宿泊業、飲食サービス業	すべて（75～77の業種）	—
N. 生活関連サービス業、娯楽業	78、79の業種	80. 娯楽業
R. サービス業	89. 自動車整備業	88、90～96の業種

- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 5 月から 12 月の間の売上高が次のいずれかに減少した方
  - ① 1 か月の売上高が前年同月比で 50%以上減少
  - ② 連続する 3 か月の売上高が前年同期比で 30%以上減少
- (5) 市税を完納している方
- (6) 令和 2 年度の固定資産税の減免措置を受けていない方
- (7) 過去にこの交付金を受けていない方
- (8) 伊予市新型コロナウイルス感染症緊急対策家賃支援給付金を受けていない方
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない方

## 給付金の額

個人事業主・法人ともに1事業者につき、令和2年度伊予市固定資産税相当額（最大10万円）を給付します。

### 【注意】

ア 交付金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

イ 償却資産税及び土地・家屋のうち事業の用に供しない部分は対象外となります

## 申請受付期間

令和2年7月15日（水曜日）～令和3年2月26日（金曜日）

## 申請方法

伊予市新型コロナウイルス感染症緊急対応固定資産税相当額給付金交付申請書（様式第1号）および請求書（様式第2号）に必要書類を添えて、市役所経済雇用戦略課（市役所2階）または各地域事務所の各窓口、もしくは下記問い合わせ先まで郵送で提出してください。

## 申請に必要な書類

書類の名称等	詳細な要件等
交付申請書（様式第1号）	申請書の記入例を参照ください。
交付請求書（様式第2号）	請求書の記入例を参照ください。
令和2年度分固定資産税課税明細書の写し	令和2年4月に届いた「令和2年度伊予市固定資産税納税通知書」に同封されている課税明細書等
前年（令和元年）の売上が確認できる書類の写し	<b>【個人事業主の場合】</b> (1) 令和元年分「確定申告書第一表」の控え（1枚：收受日付印が押されていること） (2) 令和元年分「所得税青色申告決算書」（2枚：両面）または「事業収支内訳書（白色）」の控え もしくはこれに代わる月別の売上（収入）の確認ができるもの <b>【法人の場合】</b> (1) 確定申告書別表一の控え（1枚：收受日付印が押されていること） (2) 法人事業概要説明書の控え（2枚：両面） またはこれに代わる月別の売上（収入）の確認ができるもの
今年（令和2年）の対象とする月の売上が確認できる書類の写し	対象月の売上台帳等
対象の業種であることが確認できるもの	法人登記履歴事項全部事項証明書、開業届、営業等許可証など業種の分かる書類の写し ※ 確定申告書に業種が明記されている場合は省略することができます。 ※ 確認できる書類がない場合は、店舗等、業種が分かる場所の写真2～3枚程度でも可能です。

市税完納証明書	伊予市税にかかる完納証明書を提出してください。市役所税務課または中山・双海地域事務所で取得できます。 ※ 個人事業主の方は本人分のみで可。 ※ 非課税につき完納証明書が取得できない場合はお申し出ください。
振込先が分かる書類の写し	金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できる通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方
チェックシート	提出前に確認したチェックシートを一緒に提出してください。

## 申請・お問い合わせ

伊予市役所 産業建設部 経済雇用戦略課

〒799-3193 伊予市米湊 820 番地

TEL 089-982-1120 (直通)

申請書等の準備

(1) 交付申請書

様式第1号 (第4条関係) (2枚のうち1枚目)  
 令和 2 年 ● 月 ● 日

**記入例**

伊予市長 様

申	住所 法人は所在地	伊予市米湊820番地	種	小売業
	(屋号)	伊予●●商店	担当者名	
	代表者名	中山 太郎	連絡先 電話番号	089-982-0000
	金融機関名	●●銀行	支店名	●●支店
振	口座種別	普通・当座	口座番号	1234567
	申請者と同一名義の 口座にしてください。	ナカヤマタロウ		法人の場合は担当者名を、電話 番号は日中に連絡が取れる番号 を記入してください。
	口座名義人	中山 太郎		

伊予市新型コロナウイルス感染症緊急対策固定資産税相当額給付金交付申請書

伊予市新型コロナウイルス感染症緊急対策固定資産税相当額給付金を受けたいので、伊予市新型コロナウイルス感染症緊急対策固定資産税相当額給付金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定により、下記のとおり給付金の交付を申請します。

なお、要綱第2条に掲げる条件をいずれも満たしていること並びにこの申請書及び添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約するとともに、伊予市が他の官公署及び公共的団体等に照会することについても異議ありません。

記

1 交付申請額      ④ 金 56,000 円

2 内訳

事業の用に供する土地・家屋（償却資産を除く）の固定資産税相当額					
	所在地	相当税額(a)	共有持分 割合(b)	うち、事業 専用割合(c)	給付金算定基準額 (a)×(b)×(c)=
土地	(1) 下吾川12345番	15,000円	100%	50%	7,500円
	(2) 双海町上灘甲9876番	8,300円	100%	100%	8,300円
	(3) 中山町出淵1番耕地100	3,400円	100%	100%	3,400円
	(4)	円	%	%	円
	(5)	円	%	%	円
小計①					19,200円
家屋	(1) 下吾川12345番	150,000円	50%	50%	37,500円
	(2)	円	%	%	円
	(3)	円	%	%	円
	(4)	円	%	%	円
	(5)	円	%	%	円
小計②					37,500円
合計 (①+②) =③					56,700円
交付申請額	③又は10万円のいずれか少ない額		④ <u>56,000</u> 円 (千円未満切捨て)		

(2枚のうち2枚目)

3 売上高 (該当するいずれかに☑を入れ、記入してください。)

1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少

1か月間の売上高		前年同月1か月間の売上高		減少率 (50%以上)
年 月		年 月		$\frac{(B) - (A)}{(B)} \times 100$
(A)	円	(B)	円	= %
(小数点第1位まで記入)				

連続する3か月間の売上高が前年同月比で30%以上減少

3か月間の売上高		前年同期の売上高		減少率 (30%以上)
2年 5月	1,300,000円	元年 5月	2,400,000円	$\frac{(B) - (A)}{(B)} \times 100$
2年 6月	1,400,000円	元年 6月	2,300,000円	
2年 7月	1,800,000円	元年 7月	2,700,000円	
合計 (A)	4,500,000円	合計 (B)	7,400,000円	
= 39.1 %				
(小数点第1位まで記入)				

新規開業により前年との比較ができない。(様式第1号の2を添付してください。)

4 相続人代表者確認

※相続登記を行っておらず、実際の所有者と登記上の所有者が異なる場合の方のみ

私 (申請者) は、事業の用に供する土地・家屋について、相続登記を行わないまま実質的な相続人として所有しており、当該固定資産税を私自身が納付していることに相違ありません。

相続人代表 (申請者)	住 所	伊予市米湊820番地	(印)
	氏 名	中山太郎	
	被相続人との続柄	父	
被相続人	ふりがな	ナカヤマイチロウ	登記上の所有者名を記入してください。
	氏 名	中山一郎	

【留意事項】

- ① この交付申請書は2ページあります。提出に漏れのないようご注意ください。
- ② 売上高は該当するいずれかの欄にのみ記入してください。

## (2) 交付請求書

様式第3号（第6条関係）

記入例

【注意】日付は抜いてください！

令和 年 月 日

伊予市長 様

請求者	住所 法人は所在地	伊予市米湊820番地		
	事業者名（屋号）	伊予●●商店		
	代表者（事業主） 氏名	中山 太郎	印	連絡先 電話番号 089-982-0000

申請書と同じ印鑑を押してください。

伊予市新型コロナウイルス感染症緊急対策固定資産税相当額給付金  
交付請求書

伊予市新型コロナウイルス感染症緊急対策家賃支援給付金交付要綱  
第6条第1項の規定により、給付金を請求します。

交付請求額 金 56,000 円

### 【留意事項】

- ① この交付請求書は、申請書と同時に提出してください。
- ② 日付は必ず抜いておいてください。

### (3) 令和2年度分の固定資産税課税明細書の写し

事業の用に供する土地・家屋の相当税額を知るために必要です。

令和2年4月にお手元に届いた固定資産税納税通知書に同封されている「課税明細書」のコピーを添付してください。

区分	所在地	取得年月日又は建築年月日	宅地特定区分又は用途	課税地積又は課税床面積	評価額	今年課税標準額	今年課税額	住宅ローン控除額	備考
家屋	〇〇〇〇〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日	建築	〇〇〇〇.〇〇	〇〇〇〇.〇〇	〇〇〇〇.〇〇	〇〇〇〇.〇〇	〇〇〇〇.〇〇	
家屋	〇〇〇〇〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日	建築	〇〇〇〇.〇〇	〇〇〇〇.〇〇	〇〇〇〇.〇〇	〇〇〇〇.〇〇	〇〇〇〇.〇〇	
家屋	〇〇〇〇〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日	建築	〇〇〇〇.〇〇	〇〇〇〇.〇〇	〇〇〇〇.〇〇	〇〇〇〇.〇〇	〇〇〇〇.〇〇	
家屋	〇〇〇〇〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日	建築	〇〇〇〇.〇〇	〇〇〇〇.〇〇	〇〇〇〇.〇〇	〇〇〇〇.〇〇	〇〇〇〇.〇〇	

- 【留意事項】**
- ① もし、課税明細書を紛失した場合は、市税務課で再発行してもらってください。
  - ② 相続登記が完了しておらず、土地・家屋の所有者と事業主が違う場合は交付申請書4「相続人代表者確認」欄に記入・押印の必要があります。

### (4) 前年（令和元年）の売上が確認できる書類の写し

前年の売上及び固定資産税相当額の事業専用割合を確認するため、令和元年分の確定申告書の控え（写し）を添付してください。

**【個人事業主の場合】**

確定申告書第一表（1枚）

青色申告の場合：所得税青色申告決算書（2枚）

白色申告の場合：事業収支内訳書または売上が分かる書類

- 【留意事項】**
- ① 確定申告書第一表の控えには收受日付印が押されていることが必要です。
  - ② e-Tax を通じての申告の場合、確定申告書の上部に「電子申告の日付」と「受付番号」の記載があれば「受信通知」の添付は不要です。

【法人の場合】

確定申告書別表一（1枚）

法人事業概況説明書（2枚：両面）

【留意事項】

- ① 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の分を提出してください。
- ② 確定申告書第一表の控えには收受日付印が押されていることまたは税理士による押印及び署名等、e-Tax による申告の場合は「受信通知」の添付が必要です。
- ③ e-Tax を通じての申告の場合、「電子申告の日付」と「受付番号」の記載があれば「受信通知」の添付は不要です。
- ④ 收受日付印または受信通知のいずれも存在しない場合には、税理士による押印および署名がなされた、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した書類または申告予定の月次の事業収入を証明する書類（様式自由）を提出することで代替することができます。

(5) 令和2年5月から同年12月の間の売上が次のいずれかに該当するか確認できる書類

- ① 1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少している場合
- ② 連続する3か月の売上高が前年同期比30%以上減少している場合

対象月の事業収入が分かる売上台帳等の写しを提出してください。様式は自由です。経理ソフトから抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも可能です。

【留意事項】

- ① 対象月の事業収入であることが確認できる資料を提出してください。  
例：「令和2年●月」と明確に記載されている等

## (6) 対象の業種であることが確認できるもの

事業の業種が確認できるものが必要です。各種営業許可証等、次のいずれかの書類等の写しを添付してください。

なお、事業を確認できる証明がない場合、事業所の外観、事業を実際に行っている室内等空間、看板等の写真（2～3枚程度）を添付することで代替することが可能です。

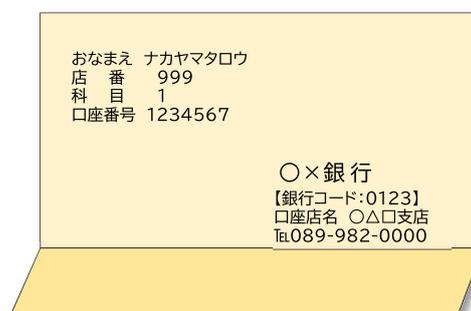
## (7) 振込先が分かる書類の写し

申請者名義の口座の通帳の写しを添付してください。金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・名義人が確認できるようコピーしてください。

通帳の表面



通帳を開いた1・2ページ



【参考】

伊予市新型コロナウイルス感染症緊急対策固定資産税相当額給付金交付要綱

第2条第2号の規定に基づく交付対象業種

日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）

大分類	コード	中分類
A 農業、林業	1	農業
	2	林業
B 漁業	3	漁業（水産養殖業を除く）
	4	水産養殖業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	5	鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業	6	総合工事業
	7	職別工事業（設備工事業を除く）
	8	設備工事業
E 製造業	9	食料品製造業
	10	飲料・たばこ・飼料製造業
	11	繊維工業
	12	木材・木製品製造業（家具を除く）
	13	家具・装備品製造業
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
	15	印刷・同関連業
	16	化学工業
	17	石油製品・石炭製品製造業
	18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
	19	ゴム製品製造業
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
	21	窯業・土石製品製造業
	22	鉄鋼業
	23	非鉄金属製造業
	24	金属製品製造業
	25	はん用機械器具製造業
	26	生産用機械器具製造業
	27	業務用機械器具製造業
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業	
30	情報通信機械器具製造業	
31	輸送用機械器具製造業	
32	その他の製造業	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業
	34	ガス業
	35	熱供給業
	36	水道業
G 情報通信業	37	通信業
	38	放送業
	39	情報サービス業
H 運輸業、郵便業	40	インターネット附随サービス業
	41	映像・音声・文字情報制作業
	42	鉄道業
	43	道路旅客運送業
	44	道路貨物運送業
	45	水運業
	46	航空運輸業
	47	倉庫業
	48	運輸に附帯するサービス業
	49	郵便業（信書便事業を含む）

大分類	コード	中分類
I 卸売業、小売業	50	各種商品卸売業
	51	繊維・衣服等卸売業
	52	飲食料品卸売業
	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
	54	機械器具卸売業
	55	その他の卸売業
	56	各種商品小売業
	57	織物・衣服・身の回り品小売業
	58	飲食料品小売業
	59	機械器具小売業
	60	その他の小売業
J 金融業、保険業	61	無店舗小売業
	62	銀行業
	63	協同組織金融業
	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
	65	金融商品取引業、商品先物取引業
	66	補助的金融業等
	67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K 不動産業、物品賃貸業	68	不動産取引業
	69	不動産賃貸業・管理業
	70	物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関
	72	専門サービス業（他に分類されないもの）
	73	広告業
	74	技術サービス業（他に分類されないもの）
M 宿泊業、飲食サービス業	75	宿泊業
	76	飲食店
	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
	79	その他の生活関連サービス業
	80	娯楽業
O 教育、学習支援業	81	学校教育
	82	その他の教育、学習支援業
P 医療、福祉	83	医療業
	84	保健衛生
	85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス事業	86	郵便局
	87	協同組合（他に分類されないもの）
R サービス業（他に分類されないもの）	88	廃棄物処理業
	89	自動車整備業
	90	機械等修理業（別掲を除く）
	91	職業紹介・労働者派遣業
	92	その他の事業サービス業
	93	政治・経済・文化団体
	94	宗教
	95	その他のサービス業
	96	外国公務
	S 公務（他に分類されるものを除く）	97
98		地方公務
T 分類不能の産業	99	分類不能の産業

対象業種